

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 14 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 24 年 4 月 11 日（水曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 15 時 20 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		大谷、井上、渡辺精郎、水口、柴田				事務局	中嶋事務局長
		委員外～小野、木下、山本、窪之内					菊井次長
欠席委員		渡邊龍之					橋本主査
説明員		別紙のとおり			議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	○休憩中、4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の紹介を行った。						
	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 戸籍共同運用について						
	(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の接続不具合について						
	(3) 専決処分について						
	(4) 市税条例の改正について						
	(5) 滝川市立開西中学校における不審火について						
	(6) 「全国学力学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査」の滝川市における調査結果について						
	(7) 滝川市温水プール民間移管に向けた公募結果について						
	(8) 不動産の無償譲渡について						
	(9) 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について						
	(10) 教育部補正予算について						
	2. その他について						
なし。							
3. 次回委員会の日程について							
正副委員長に一任することとした。							
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 大 谷 久美子 ㊦							

平成24年4月9日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成24年3月27日付け滝議第190号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山 崎 猛
総務部総務課長	田 中 嘉 樹
総務部総務課防災危機対策長	松 澤 公 和
総務部総務課防災危機対策室副主幹	橋 本 正 明
総務部総務課情報化推進室長	田 上 智 章
総務部総務課情報化推進室主任主事・技師	安 田 健 二
総務部財政課長	高 橋 一 美
総務部財政課副主幹	景 由 隆 寛
市民生活部長	庄 野 雅 洋
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部税務課長	鎌 田 清 孝
市民生活部税務課副主幹	西 村 浩
市民生活部税務課主査	渡 辺 弘 行

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	舘 敏 弘
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部指導参事	四十九院 正 満
教育部教育支援課長	吉 川 修
教育部社会教育課長	竹 谷 和 徳
教育部社会教育課副主幹	吉 住 晴 美
教育部社会教育課主査	吉 田 浩 道

(総務部総務課総務グループ)

第14回 総務文教常任委員会

H24. 4. 11(水) 午後1時30分
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《総 務 部》

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 戸籍共同運用について | (資 料) 総 務 課 |
| (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の接続不具合について | (口 頭) 防災危機対策室 |

《市民生活部》

- | | |
|-----------------|----------------|
| (3) 専決処分について | (資 料) 税 務 課 |
| (4) 市税条例の改正について | (資 料) 〃 |

《教 育 部》

- | | |
|---|----------------|
| (5) 滝川市立開西中学校における不審火について | (資 料) 学校教育課 |
| (6) 「全国学力学習状況調査問題を活用した北海道における
学力等調査」の滝川市における調査結果について | (資 料) 教育支援課 |
| (7) 滝川市温水プール民間移管に向けた公募結果について | (資 料) 社会教育課 |
| (8) 不動産の無償譲渡について | (資 料) 〃 |
| (9) 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について | (資 料) 〃 |
| (10) 教育部補正予算について | (資 料) 〃 |

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第14回 総務文教常任委員会

H24.4.11(水)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 それでは、皆さん、こんにちは。第14回の総務文教常任委員会を開会します。資料もたくさん来ております。よろしくお願いいたします。

委員動静報告

委員長 本日の欠席は、渡邊龍之委員。そして、委員外議員としては木下、窪之内、山本、小野各議員の出席を認めます。

報道はプレス空知の傍聴を許可します。

以上です。

それでは、休憩に入ります。4月1日付の人事異動に伴う職員紹介です。

休 憩 13:32

再 開 13:39

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管からの報告事項について伺いますけれども、その前に議案関連の番号を先に言いますので、その部分についてはご留意いただきたいと思います。3番、4番、8番、9番、10番でございます。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、所管からの報告事項について、総務部、お願いいたします。1番、戸籍共同運用について。

(1) 戸籍共同運用について

田上室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

副委員長 この種のものは、私はど素人なのだけれども、このバックアップについて、いろいろ災害が最近あるけれども、バックアップというのはこの中で今するということなのだが、その程度でいいものなのか、ほかの例は何かないのですか。それでいいのかどうかということの判断をお聞きします。

田上室長 バックアップにつきましては、当市のほうに正サーバーを置きまして、そちらのほうのテープですとか、そういうサーバーとは別な媒体にバックアップをとるというのがまず1つございます。テープにまずとって、それを滝川市で保管しておくというのが1つあります。それともう一つ、データセンターの利用ですとか、要は滝川市から距離が離れたところにデータセンターですとかにバックアップをとるという方法もあります。そこら辺につきましては、この後システム専門部会のほうでももう少し細かい詰めを行っていく予定ですので、例えば他団体のほうに副サーバーを置きますので、そちらのほうで十分という判断をするのか、それは今後の中での話し合いということになると思います。あと、そのデータセンターという検討事項も1つとしてありますが、一応そういうことになります。

委員長 よろしいですか。

副委員長 その他団体というのは、どこのことを言っているの。

田上室長 今戸籍システムのこの5番のシステム構成イメージの中に構成のほうで書かせ

委員 長
副委員 長
委員 長
柴 田

ていただいております滝川市以外の雨竜町、赤平市、芦別市、歌志内市と、こういう中で副のサーバーを置くことで今検討をしておりますので、そちらのほうにバックアップをとということも検討しております。

よろしいですか。

はい。

ほかに委員から質疑ありますか。

中身のことでないのですけれども、総務部長がいるので、ちょっと聞いておきたいのですが、先ほどこの後の報告については厚生常任委員会においてというのは、戸籍事務ですから厚生常任委員会というのはわかるのですけれども、広域的なシステム運用という面で総務部の情報化推進室でかかわっていること等について所管が逐一報告する必要はないのですけれども、一定の期限を区切って進捗状況の報告を総務文教常任委員会にするということは、これは別に大して筋の通っていないことではないと思いますし、逆に積極的に開示していただいたほうがいいと思うのですけれども、そのことについて総務部長にお尋ねしておきたいと思います。

山崎部長

今柴田委員さんのほうからお話がございました。至極もつともだと思います。システムの関係、あるいは情報化の関与する部分についての進捗状況につきましては、細かくというよりもポイント、ポイントできちんと報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員 長

1 番について報告済みいたします。

傍聴関係ですけれども、プレス空知、ほかに北海道新聞が入っておりますので、許可いたします。

2 番、全国瞬時警報システム（J—ALERT）の接続ふぐあいについて、口頭とありますが、今資料が回りましたので、ごらんいただきながら説明を受けたいと思います。防災危機対策室、報告をお願いいたします。

（2）全国瞬時警報システム（J—ALERT）の接続不具合について

松澤室長

防災危機対策室、松澤でございます。

全国瞬時警報システムの接続ふぐあいについてでございますけれども、前段この報告に入ります前に、委員の皆さん、ご存じの方もいらっしゃるかと思うのですけれども、このシステムについて若干ご説明をさせていただいた後、報告事項に入りたいと思いますので、済みません、若干お時間をいただいてもよろしいですか、説明のために。

では、副主幹の橋本のほうからご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

橋本副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

松澤室長

それでは、私のほうからふぐあいにつきましてご報告をさせていただきたいと思います。

今回のふぐあいにつきましては、4月9日に起きたものでございます。4月9日に消防庁国民保護室よりソフトウエアのアップデートを実施するということで通知がございまして、これは通信衛星回線を使ってやるのですけれども、全国一斉に実施されたところでございますが、翌朝国民保護室のほうより電話がございまして、滝川市はアップデートが完了していないという情報をいただき

ました。それで、状況を確認してほしいという旨の連絡がありましたので、こちらのほうで早速調査をかけたところでございます。原因といたしましては、通信回線の異常と、あとは機器等の異常が考えられましたので、まずは情報化推進室のほうに北海道総合行政情報ネットワークを使った通信回線になってございますので、その回線のほうに異常がないかどうかを確認させていただきました。その際、通信回線には特に異常がないということがわかりました。それで、今度機器のほうに何か異常があるかもしれませんので、それで旭川にうちに納入した業者がいるのですけれども、そちらのほうに連絡をとってこちらのほうに来ていただくということで話をしたところでございます。ただ、時間的に急なことでございまして、担当者も日程が入ってございまして、実際に滝川市のほうに来たのは午後6時少し前という状況でございました。受信機器等を調査していただいたのですけれども、特に受信機器にも異常が見られないということでございました。それで、最終的にとりあえず受信機を一回オフにして再起動をかけましょうという担当者の話で、それをやってみました。そうしますと、再起動したときに復旧を一応したということでございます。パソコンを立ち上げますと、そのJ—A L E R Tの画面といいますか、情報画面が出ましたので、一応の復旧は見たというところでございます。前日のいつで切れたかというのが、9日の19時55分にアップデートが開始されておりました。それは、記録に残ってございます。その後の情報が、翌日の4月10日の午後6時9分に復旧した状況になってございまして、それ以後の情報はきちんと入ってきていますが、要はその間の情報が全くないような状況でございました。受信機器に特に異常がなかったものですから、今回のなぜきちんとアップデートができなかったかという理由がちょっとはっきりいたしません。業者さんの話でいきますと、パソコンに例えれば、フリーズのような状況、何らかのタイミング、きっかけでそういう状況に陥ったのではないかとということでございます。ただ、そうはいいまして、いついかなるときにまた同じようなことになるかという心配もございますので、それで今後の応急処置といいますか、とりあえず今復旧はしておりますけれども、近隣の3市町、赤平、砂川、新十津川さんをお願いをいたしまして、もしこういう緊急情報が入った場合はお電話で一報をいただけないかということのお願いをして了解をいただいているところでございます。ただ、今後も万が一またフリーズといいますか、そのようになったときにはまた今言いましたように近隣の市町に電話でお願いして、復旧するまでの間ですけれども、連絡をいただきたいということで今考えております。また、次回もし万が一このようなことになれば、機器の更新が必要かどうかという部分もございすけれども、またちょっと原因究明には当たりたいとは考えております。

以上でございます。

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

副委員長

話を聞いて非常に心もとなく感じたのだけれども、この種のものというのはまず最終的にだれが責任を持っているのか、課長なのか、この種のもので責任を持つということもまた大変なことだと思うのです。何かあったときに時間は関係ないわけだから、その辺がどうなっているのかなと思って、そしてそれがぶぐあいのときに業者に聞いたと、そしたら業者の人がいなかったと、そのうち

に弾が飛んできたなんてなったら大変なことになるのだけれども、例えば水害の関係なんかの水位がどんどん上がっていくといったときにだれが最終的に責任を持ってやっているのかなと、またそれに対するカバーというか、仕組みはどういうふうになっているのかをお聞きします。

それと、もう一つは、この警報という中に、今のいわゆる放射能災害があるでしょう、ああいうものはこういうものの中には入ってこないのか、その辺のことはどうなっているのか、北海道はその範囲ではないけれども、その2点について伺います。

山崎部長

責任はだれがという部分につきましては、もちろん万が一のときには私を筆頭に、内容によって責任を負うべき者が負うというふうに考えております。ただ、先ほどの説明でいくと、たまたまた起きるかもしれないというイメージを持たれたかもしれませんが、基本的には5日の試験でもうちのほうは異常なく受けています。また、内容的にも全国一律の装置でございまして、特にうちが違うものを使っていて不安という要素もございません。ですから、このようなことがまた起きるという可能性は非常に低いと思っております。ただ、100回に1回、1,000回に1回でも起きるとするならばということで近隣のまちにもお願いして、なおかつこの通報以外にメールでも情報を得られるように本日すぐに国民保護室のほうとも話しております。ですから、万が一のことを考えての説明をちょっとしたがために、逆にそういうことは間々起こり得るのかという不安を与えたのであれば、おわびしたいと思います。まず、基本的にはそういうことは起きないという前提に立っているということでございます。

それから、放射線についてでございますけれども、项目的には載ってございませんけれども、国民保護室のほうで必要となれば、緊急情報伝達という中で当然入ってくるというふうに認識しております。

以上です。

副委員長

私が言っているのは、責任を追及しているわけではない。というのは、非常に大変だなと思っている話なのだけれども、石建の所長さんと話をしたときに、さっき言った水位がどんどん上がってくるといったときに、所長さんはそれを四六時中見ている、そういう中で課長が夜中でもそれを見ているのかどうかということを聞いたかったのです。だれがそういうことを一日じゅう来る電話を番兵していなければならぬのかという、そういう仕組みはどういうふうになっているのかということを聞いたかったのです。

橋本副主幹

特に石狩川、空知川の河川情報は開発局札幌開発建設部の河川事務所、そちらのほうで常に監視もしております。ですから、ある一定量の水量、最初に水防団待機水位から始まっていくのですけれども、それ相応の危険になれば、仮に夜であっても当直を通して電話が入ります。それから、当直から当然我々防災担当機関、さらには総務部長、それからトップのほうにということで素早く連絡が入る体制になっておりますから、川の監視体制は、我々も当然非常時、大雨警報とか大雨注意報とか、そういうときには事前にある程度の時間を見ながら、コンピュータの河川情報というのがあるのですけれども、そのテレメーターを常に監視はしております。ただ、そういった場合、我々が見ていないときであったとしても河川事務所のほうで常に監視しております。そこから我々が深夜、夜寝ていて河川情報が急に上がったということがあったとしても連絡が入ります。ただ、河川、特に洪水の関係については段階を踏んで水が上

がっていきますから、そういうような場合は事前に我々のほうも常に監視は怠らないようにしております。

以上です。

委員長
副委員長
委員長
渡 辺

よろしいですか。

はい。

では次。ほかに質疑ありますか。

井上委員と同じようなことなのですけれども、19時55分から次の日までわからなかったと、向こうからの連絡が何かでというか、そういうことでしかわからなかったというそのシステムが問題でないかと思うのです。だから、再起動はオーケーだということで心配はないかもしれませんが、やっぱりこういうものの検証はしっかりすべきではないかと思うのです。こんな事柄が次の日までわからなかったと、きっと大事件とか大きなことだったら、それは別なことで情報は入ってくるにしても、そういうものの検証、部長の言ったことはそのとおりだと思うし、それでいいと思いますけれども、この後始末というか、その検証をしっかりやってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

松澤室長

検証といいますか、ちょっと原因がわからないという部分もございますけれども、1つには確かに翌朝ちょっと連絡があったという部分で、これは言いわけでも何でもなくて、このアップデートのやる時間帯が実は幅が広くて、当初の向こうからの通知は9日の18時から翌朝10日の7時までの間に実施するというものでございました。順番がどうなっているのかわかりません。全国一斉ですから、多分午後8時前に一斉にやったのかなとは思いますが、そういうこともありまして、国のほうもアップデートという部分があったのかどうかかわかりませんが、翌朝になったということは確かにございます。ただ、私たちが朝来た段階で、たまたま9日の日はちょっとおくらせて立ち上げていましたので、連絡いただいてから判明したというような事実はございますけれども、それを受けて現在は、けさからですけれども、11日新たになって、登庁次第すぐ機器を立ち上げて間違いなく作動しているかどうかという部分のチェックは、常に立ち上げている状況にして、個人のパソコンにそれぞれ、私、副主幹、部長も見れることになりますので、部長まではちょっとやりませんが、私たち担当のほうで常にチェックはしていきたいと。何かあれば、総務省のほうからも事前にといいますか、電話が来ますので、両方のチェック体制はとれるような今体制はとっておりますので、今後も気をつけていきたいとは思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長
渡 辺
委員長
柴 田

よろしいですか。

はい。

ほかにありますか。

ちょっと盛り上がっているのに腰を折るような話になるかもしれないのだけれども、どうもこの全国瞬時警報システム、J—ALERTですか、こんなもの活用できるのかなと思って不思議に今聞いていたのですけれども、大津波警報だとか、津波警報だとか、緊急火山情報だとか、緊急地震速報だとか云々と書いてある、弾道ミサイル攻撃については、これは衛星通信で聞くしかないのかなとは思いますが、他の関係なんていったら、こんなことを利用していたら、テレビ、あるいはネット、あるいは携帯電話よりもはるかに遅い情報しか入ってこないというのが関の山で、何でJ—ALERTを瞬時なんていう言

い方で、一時代前のこういうシステムを今さらうまく運用して頑張りますよなんていう答弁を今しているのだけれども、今話を聞いていて声に出しては笑わなかったのだけれども、腹の中で思いっきり笑っていたのですけれども、本音のところ、このJ—ALERTが果たす役割というのは政府が持ち得る情報なるべく早く地方自治体につなげるために、1つは人工衛星を使えばより間違いのない伝達ができる、問題は要するに何か災害だとか、あるいは事態が勃発した後のほうが実はこのJ—ALERTというのは地方自治体と中央政府のやりとりをする上で必要な一つの通信手段なのですよというような説明があるのだったらわかるのだけれども、単純に瞬時警報システムですか、警報システムといったら、これは時代おくれの産物以外の何物でもない。このことを待っていたら、津波にはのみ込まれるし、地震には逃げおくれるし、火事には逃げおけると、ミサイルはもうおっこってきてしまったよということになりはしないのですか。本音のところ、これを今後運用するとしたら、本当にどういふことで運用していくのかと。これをまたいじくってすばらしいシステムに、将来につなげたシステムに立ち上げるなんていうことになったら、また金がかかるのだったら、これは金をかけないほうが、よっぽど携帯電話を新しくしてスマホにしたほうがいいのではないかなと思うのですが、そこら辺どうなのですか。本当のところを教えてください。

橋本副主幹

柴田委員さんの言う部分もかなり当たっているような気は、私は担当としては思います。ただ、確かにこのJ—ALERT以外にいろんなシステムで通知される関係もあります。例えば人工衛星が落下してくるとか、そういうような情報とかもあらかじめファックスを通じて連絡もあったり、電話で先に連絡もあったり、あらゆるメディアを利用する中の一つだと私も理解しています。特にもともとJ—ALERTの本筋は、国民保護の情報が中心です。防災情報は、さらに別に防災行政無線とか、ほかの手段でどんどん入ってきますけれども、国としては、これは情報が入るときには回転灯、アラームが鳴ったりとかするようなシステムがついていますから、より担当者にも気をつけさせるという部分も入っているのかなと。ですから、J—ALERTがすべてということでは絶対ないと思うのです。当然この情報は、そういうミサイルが飛びます、飛んだ後はテレビ、ラジオ等をつけて情報のそれ以降の継続を確認してくださいというようなコメントになっていきますから、最終的にはやはりこういう最新の情報を得ていくのはテレビ、ラジオになってくると思いますから、今回のこのシステムについてもまた確実な手段をふやすということの一つだというふうに理解しております。済みません。

柴 田

ごめんね、いじめて。ということだと思うのだ。結局赤色灯が回って、回っているところを見ている人がそばにいないと、だれがこれを見るの、だれが知るの、今鳴ったら、橋本さん、ちょっと赤色灯鳴っているよ、来て下さいよといって見るのかもしれないけれども、真夜中でだれもいないときに下の電話が鳴って赤色灯がついていますからという話ではないですよ。だから、僕はそのシステム自体は多分災害が起こった後の中央のいろんな災害対策やら何かの指示出しやら、あるいは周辺の事態を的確に自治体に知らせるための一部の手段であって、本当は瞬時警報システムなんていうものは時代おくれであって、あるからしょうがないのだと。それで、新聞でも僕読んだのだけれども、新聞もよくわからなかったのです。壊れていたら、そんなものは不用なのではないで

すか。あるいは、全国でならなかったから何か問題があるのかと。あらゆる手段で災害や、あるいは今橋本さんが言っていた衛星がおっこってくる情報なんていったら、多分携帯で自分の位置情報も含めて衛星がおっこってくるところから離れるように車で逃げていきます、今だれだって、この4万3,000の人間は。そういう時代にあって、これを今これからまたきちっとしたシステムとして運用していきますよということではなくて、もっと違った検討をしていったほうが本当に防災対策を講ずる上ではいいのではないかなと思うものだから、余りこれに固執する必要はないと思うので、また総務部長に申しわけないのですけれども、一言お願いします。

山崎部長

これにこだわる必要はないとも思います。ただ、これをないがしろにもできないというふうには思っていますので、これも、そしてさらに別な手段についても検討してまいりたいと思います。

委員長

ほかにありますか。

(なしの声あり)

委員長

2番について報告済みといたします。
総務部は以上です。入れかえになります。ご苦労さまでした。

休 憩 14:15

再 開 14:17

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
市民生活部、3番、専決処分について説明をお願いいたします。

(3) 専決処分について

鎌田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

中身は、議案ですから、いいのですが、この公布、施行が地方議会が終わって1週間ぐらいというか、そういうことであれば、あの3月の23日ぐらいまでにはこれはできなかったものなのかどうかという、ものの1週間のその違いについてご説明してください。

渡辺主査

ただいまのご質問についてお答えいたします。

(何事か言う声あり)

渡辺主査

申しわけありません。
今回の地方税法の改正に伴う法律についてなのですが、こちらのほうが衆議院を通過しまして参議院の議決を受けたのが3月30日となっております。そのため、翌日公布ということになりまして、今回の市議会の定例会のほうには上程することができなかったという形になっております。
以上です。

委員長

ほかにありますか。

(なしの声あり)

委員長

3番について報告済みといたします。
次、4番、市税条例の改正についてお願いいたします。

(4) 市税条例の改正について

鎌田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。
質疑ありますか。ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑なしということで、4番について報告済みといたします。ご苦労さまでした。

ここで、教育部と入れかえのため、5分間休憩といたします。

休 憩 14:35

再 開 14:40

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育部、5番、滝川市立開西中学校における不審火についてお願いいたします。

(5) 滝川市立開西中学校における不審火について

中川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 5番について報告済みといたします。

次、6番、「全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査」の滝川市における調査結果について説明をお願いします。

(6) 「全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査」の滝川市における調査結果について

吉川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

柴 田 先ほどの13.6ポイント、学校間の平均点のばらつきですね。一番の問題はそこだと思うのですが、これは非常に数字的に大きいように見えたのですが、13.6といたらかなりな数字ですね。何か決定的に理由があるのかどうなのか、分析されているのであれば、個別具体的には必要ないですが、概略でいいですので、お答えできる範囲で聞いておきたいと思います。

四十九院参事 お答えいたします。

このポイントにつきましては、各学校規模、ですから人数等については一切考慮されておりません。ですから、ある程度の基礎数の多いところであれば、実際にこの数字がうなずける可能性は高いと思いますけれども、例えば小さな学校、大きな学校の差については考慮されておりませんので、一概にこの数字が学校格差に通じるかどうかについては多少疑問のところはあるかなというふうに考えております。ただ、各学校の取り組みとしましては、やはり年度ごとに差がありますので、それぞれの学年の子供の実態に合わせて工夫をされた取り組みを進めるように取り組んでおります。ですから、今後も当然学力差が出ない、学校格差が出ないような全市的な取り組みはぜひ必要かなと、そのための教育委員会の指導についてはやはり力を入れていかなければならないのかなというふうに考えております。特に先ほど課長のほうからありましたように、チャレンジテストにつきましては全学校で同じように取り組むと、それも活用回数をふやしていくという、そういう方向性をこれから取り組みたいというふうに思っておりますし、昨年度から習熟度別学習につきまして力を入れて取り組んでおりますので、そこら辺については今後も改善されていくのではないかなと思っております。

委員長 ほかにありますか、質疑。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、6番について報告済みといたします。
次は、7、8、9、10と関連しておりますので、説明をあわせてしてもらおうと
いうことにします。お願いします。

(7) 滝川市温水プール民間移管に向けた公募結果について

(8) 不動産の無償譲渡について

(9) 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について

(10) 教育部補正予算について

竹谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

7番から10番まで続けて説明いただきましたが、質疑のある方は何番ということ
で質疑してください。ありませんか。

(なしの声あり)

委員長

なしということで、7番から10番までを報告済みといたします。

2. その他について

委員長

その他についてありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任いただくことでよろしいです
か。

(よしの声あり)

委員長

それでは、以上で第14回総務文教常任委員会を閉会いたします。どうも大変ご
苦労さまでした。

閉 会 15:20